

別 紙

「金融サービス仲介業の利活用に向けた措置・要望事項（案）」

に関するアンケート調査項目

2025年6月6日

一般社団法人日本金融サービス仲介業協会

I. 現在本協会が検討を行っている「金融サービス仲介業の利活用に向けた措置・要望事項（案）」について

I-1 金融サービス仲介業者が取扱うことができる金融商品・サービスの拡充

金融サービス仲介業者（以下「金サ業者」という。）は、「顧客に対し高度に専門的な説明を必要とする」金融商品・サービスは取り扱うことができないという制限があります。以下は、金サ業者が取扱うことができる金融商品・サービスの拡充を求める措置・要望事項です。

1. 預金等媒介業務（銀行分野）

(1) 媒介先金融機関に「政府関係金融機関」の追加

媒介先・相手方金融機関に政府関係金融機関（日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫）の追加

【根拠法令等】金サ法第11条第2項第2号

(2) 事業向けの規格化された貸付商品（注）の貸付上限額1,000万円の引き上げ

（注）利用者の財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否および貸付条件が設定される貸付商品

【根拠法令等】金サ仲介業者等府令第16条第1項、パブコメ22頁-No.65

(3) 個人向けカードローンの取扱いの解禁

預金等媒介業務および貸金業貸付媒介業務における個人（消費者）向けカードローンの取扱いの解禁

【根拠法令等】金サ法施行令第17条第2項、パブコメ4頁-No.13

2. 保険媒介業務（保険分野）

(1) 取扱うことができる保険商品の拡大

① 死亡保険（終身保険）等の取扱いの解禁

死亡保険（終身保険）、火災保険（建物に係る火災保険）およびレジャー団体保険以外の団体保険の取扱いの解禁

【根拠法令等】金サ法施行令第18条第2号、第5号、第7号、金サ仲介業者等府令第5条第1項、パブコメ8頁-No.30

- ② インターネットで保険商品を提供する場合には、ネット保険代理店等と同様の保険商品の取扱いの解禁

【根拠法令等】上記①参照。インターネットでの取扱いについて法的規定なし。

(2) 保険金の上限額の撤廃・引き上げ

- ① 保険商品（特定保険契約を除く。）の保険金の上限額の撤廃またはその額の引き上げ

- ② 例えば、定期死亡保険、学資保険・こども保険、個人年金保険、養老保険、医療保険・がん保険、傷害保険、介護保険、自動車保険など顧客のニーズがあり、日常生活に定着していると考えられる保険商品について、個別商品ごとの保険金の上限額の撤廃またはその額の引き上げ

（注）上限額：生命保険1,000万円、第三分野保険600万円、損害保険2,000万円

【根拠法令等】金サ法施行令第18条第7号イ、パブコメ8頁-No.30

3. 有価証券等仲介業務（証券分野）

- 取り扱うことができるセキュリティトークンの拡大
受益証券発行信託セキュリティトークン（ST）の上場要件の撤廃

【根拠法令等】金サ法施行令第19条第1項第1号～(1)

4. 信託商品の取扱いの解禁

新たに業務の種別に「信託媒介業務（仮称）」を加え、資産形成や資産承継、財産管理などに関する信託商品・サービスの取扱いの解禁

（参考）信託協会 令和6年10月17日「『規制改革に関する提案を提出』の5」

[regulatory_20241017.pdf](#)

【根拠法令等】金サ法第11第1項

I-2 金サ業者に対する業規制の見直し

金サ業者に対する業規制（参入規制・行為規制）は、銀行代理業者や保険募集人、金融商品仲介業者、貸付けの媒介を行う貸金業者といった仲介業者の業規制が準用されています。以下は、金サ業者の業務内容・業務範囲等を踏まえて、金サ業者に対する業規制の見直しを求める措置・要望事項です。

1. 保証金の供託義務の緩和

最初の事業年度に供託する保証金の額 1,000 万円の引き下げ、または 1 つの業務ごとにより低い金額の設定

【根拠法令等】金サ法第 22 条第 2 項、金サ法施行令第 26 条

2. 契約締結時交付書面の交付義務の撤廃

顧客に対する契約締結時交付書面の交付義務の撤廃

(説明) 金サ業者は、顧客と金融商品取引業者等との間で成立する金融商品取引契約（特定金融サービス契約）の当事者になることはないところ、契約締結時交付書面は、金融商品取引業者等から交付され、顧客が締結した金融商品取引契約の内容を確認するための書類であり、金サ業者が同書面を交付することにより、顧客に対して金サ業者が金融商品取引契約の相手方と誤認させ、またはそのおそれがある。

【根拠法令等】金サ法第 31 条第 2 項、準用金融商品取引法第 37 条の 4、パブコメ 48 頁-No. 144

3. 貸付媒介業務に係るルールの統一・統合

預金等媒介業務の貸付媒介業務と貸金業貸付媒介業務は、貸付の媒介という実質的に同じ機能を提供するものであり、金サ法制上のルールの統一・統合

【根拠法令等】金サ法第 11 条第 2 項第 2 号、同条第 5 項

3-1 貸付媒介業務での営業所等への業務経験者の必置規制の見直し

(1) 預金等媒介業務

貸付媒介業務で営業所等に配置する法令等遵守統括責任者および法令等遵守責任者の貸付け業務経験要件の撤廃

【根拠法令等】金サ仲介業者監督指針 V-2-3-1 (1)

(2) 貸金業貸付媒介業務

① 常務に従事する役員の貸付け業務経験要件（年数要件（3 年）を含む。）の撤廃

② 各営業所等に配置する常勤の役職員の貸付け業務経験要件（年数要件（1 年）を含む。）の撤廃

【根拠法令等】金サ仲介業者監督指針 VIII-3-1-2 (2)②ホ

3-2 営業所等の法令等遵守統括責任者等の配置要件の緩和

預金等媒介業務において営業所等に配置する法令等遵守統括責任者および法令等遵守責任者について、派遣または委任の方法による確保の容認

【根拠法令等】銀行法等改正パブコメ 23 頁

4. 有価証券等仲介業務を行う役員の範囲の拡大

金融サービス仲介業（有価証券等仲介業務）の登録にあたり、外務員資格試験に合格し、法令、諸規則等につき一定以上の知識を有していることが求められる有価証券等仲介業務を行う役員について、同業務を統括する執行役員が同要件を充足することによる代替

【根拠法令等】金サ法第 15 条第 1 号タ、金サ仲介業者監督指針VII-2-1(2)イ、
金サ法第 15 条第 1 号ソ

II. 現在本協会が検討を行っている上記 I の措置・要望事項（案）以外で、金融サービス仲介業の利活用に向けたご意見・ご要望について

（凡例）

金サ法 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律
金サ法施行令 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令
金サ仲介業者等府令 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令
金サ仲介業者監督指針 金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針
パブコメ 令和 2 年金融商品販売法等改正に係る政令・内閣府令案に関する「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」
銀行法等改正パブコメ 金融庁「銀行法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（案）、銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）及び銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）に対するパブリックコメントの結果について」（2006 年 5 月 17 日）

以上